



## 指定管理者の募集をします

### ■指定管理者制度とは？

これまで、「公の施設」の管理を自治体が外部に委ねる場合は、公共性の確保の観点から、公共的団体等に限られていました（管理委託制度）が、平成15年に地方自治法が改正され、民間事業者等にも管理運営を委ねることができる『指定管理者制度』が設けられました。

### ■公募による指定管理者を予定している公の施設

施設名	設置条例	施設担当者
①余市あゆ場公園 (パークゴルフ場等)	余市町都市公園条例	建設水道部 建設課
②黒川町営駐車場及び 黒川第2町営駐車場	余市町駐車場条例	建設水道部 建設課
③余市町総合体育館及び 余市運動公園有料公園施設	余市町総合体育館条例 余市町都市公園条例	教育委員会 社会教育課 及び建設水道部 建設課

### ■公募のスケジュール (①～③共通)

項目	期日(予定)	備考
1. 公募の告示	10月19日(火)	役場庁舎前掲示板に告示
2. 募集要項等の配布	10月19日(火)～ 11月19日(金)まで	施設担当課から希望団体に配布
3. 公募説明会	11月5日(金)	募集要項配布
4. 質問事項の受付	11月12日(金)まで	郵送またはFAXで担当課まで
5. 質問事項の回答	質問受付後、随時回答	郵送またはFAXで回答
6. 申請書の受付	11月19日(金)まで	施設担当課に郵送または持参により提出
7. 指定管理者選定委員会	12月上旬	
8. 指定管理者決定告示	12月中旬	役場庁舎前掲示板に告示

上記の期日については、変更になる場合があります。

問合せ 建設課 管理グループ ☎21-2127 FAX 21-2144 朝日町26番地  
教育委員会 社会教育課 ☎23-5001 FAX 23-5299 大川町4丁目143番地



## 住宅取得等支援制度のお知らせ

町では、移住・定住を目的に土地・住宅を取得する方へ補助金を交付しております。補助金の交付には事前に計画申込書の提出が必要となります。

### 制度概要

町が指定する区域内(用途地域内)に土地を売買により購入した方で、土地購入年度を含め3年度以内に住宅を完成させ居住する予定のある方、中古住宅を購入し居住する予定のある方に対して補助金を交付します。

対象者：①2019年4月1日以降に余市町に転入し、転入日前1年間において町内に住所を有していなかった方が用途地域内に土地を購入し新築住宅を建築または建売住宅を購入される方、中古住宅を購入される方

②上記以外の町内在住者の場合はまほろばの郷地区に土地を購入し新築住宅を建築・建売住宅を購入される方

各種加算条件等ありますので、お問合わせください。

問合せ まちづくり計画課 まちづくり建築グループ ☎21-2124

条件により最大200万円!!